

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定における対象行政文書の特定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年1月3日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関の全ての部署を対象として、平成15年4月1日から平成16年12月31日までの期間（以下「本件対象期間」という。）において、国土交通省河川局及び大臣官房に所属する部署から取得、又は同部署宛てに作成した全ての行政文書（電話などによる聞き取り内容を記録した書類やメールなどを含む。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成17年1月13日付けで、審査請求人に対し、本件請求に係る開示請求書中条例第6条第1項第2号に掲げる事項の記載に不備があるとして、同条第2項の規定により、補正を求めたところ、審査請求人は、平成17年1月16日付けで、本件請求の内容を次のとおり補正した。

- (1) 本件請求の対象とする国土交通省の部署を、大臣官房人事課並びに河川局の総務課、水政課、河川計画課、河川環境課、治水課、防災課、砂防部砂防計画課及び同砂防保全課（以下これらの部署を「国土交通省の対象部署」と総称する。）に限定する。
- (2) 本件請求の対象とする実施機関の部署を、総務企画部の管理総室総務室（東広島地域事務所を含む。）、文書法制室及び人事室並びに秘書広報総室の秘書室及び行政情報室並びに土木建築部河川砂防総室の河川管理室及び砂防室（以下これらの部署を「実施機関の対象部署」と総称する。）に限定する。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る行政文書のうち、土木建築部河川砂防総室河川管理室（以下単に「河川管理室」という。）及び砂防室（以下単に「砂防室」という。）に係るものについて、条例第8条第2項の規定により、平成17年1月21日付けで決定期間の延長を行った。

その後、実施機関は、本件請求に係る河川管理室及び砂防室の対象文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち河川管理室に係るものについては行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定を、砂防室に係るものについては行政文書開示決定（以下これらの決定を「本件処分」と総称する。）を行い、それぞれ平成17年3月7日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年5月1日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法

(昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの。以下「法」という。) 第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書以外に、本件請求の対象となる行政文書が存在するため、その開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件処分において、異議申立人が平成 16 年 5 月 8 日付けで国土交通省に提起した再審査請求(以下「別件再審査請求」という。)に関する行政文書を全く開示していない。実施機関が平成 16 年 12 月 28 日付け砂防第 39 号の行政文書部分開示決定通知書(以下当該通知書に係る行政文書部分開示決定を「別件処分」という。)において開示した内容によれば、異議申立人から実施機関に提出した質問書(以下「別件質問書」という。)の余白部分に、砂防室の担当者は、「砂防室に関わる内容については、質問申立人が国土交通省へ再審査請求を行っている為、回答しないこととする。」と記述していることが明らかになっている。このように、別件質問書には実施機関が裁量権の乱用を行った事実が記録されている。

砂防室の担当者は、別件再審査請求の事実をどのような手段で把握し、その後の対応をどのようにしたのか、重大な疑義がある。

砂防室の担当者は、別件再審査請求に係る再審査請求書の存在を認めた上で、自らにとって都合の悪い行政文書は存在しないとの隠匿を画策したものであり、また、異議申立人が別件再審査請求を行っているという理由だけで、別件質問書には回答しないという強権(別件質問書の存在そのものを無視する暴挙)を発動することは、実施機関が絶大な裁量権を乱用する行為を常態としている証拠である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求に対して、対象となる行政文書を特定した上で、本件処分を行った。

このうち、メールアドレスや原告名、金額などの情報については、条例第 10 条第 2 号及び第 3 号に該当するものとして部分開示としている。

また、別件再審査請求の情報についても担当者が電話や口頭で聞き取った場合は、必ずしも行政文書として残す必要はなく、本件請求の対象となる行政文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件処分に対し、本件対象文書以外に別件再審査請求に関する行政文書などが存在する旨主張しているため、以下、その存否について検討する。

当審査会において別件処分の対象となった別件質問書を見分したところ、平成16年9月26日付けの「質問書（その3）」と題する書面及び同年10月24日付けの「質問書（その5）」と題する書面に、実施機関の職員が「砂防室に関わる内容については、質問申立人が国土交通省へ再審査請求を行っている為、回答しないこととする。」と記載していることを確認した。そして、ここにいる「再審査請求」とは、別件質問書の内容から、別件再審査請求を指すものと認められる。

そうすると、実施機関の職員は、本件対象期間において、別件再審査請求が提起された事実を知っていたものと考えられるため、その経緯及び当該経緯に係る行政文書の作成又は取得の有無について実施機関に対して確認したところ、別件再審査請求が国土交通省に提起された後、国土交通省の職員から実施機関の職員に対して、電話により、今後、別件再審査請求の手続が行われる旨の情報提供があったのみであり、当該情報提供に関する聞取書は作成しておらず、また、別件再審査請求に係る再審査請求書の副本が送付される以前に、国土交通省から収受した行政文書はないということであった。

当審査会において、当該副本が送付された際の国土交通省からの通知文書を見分したところ、実施機関における収受日は、本件対象期間が経過した後の平成18年2月9日となっていた。

また、法による再審査請求は、再審査庁（別件再審査請求の場合は国土交通大臣）において裁決され、その審理は書面により行われることとなっており、審査庁（別件再審査請求の場合は実施機関）が裁決書のほか、物件の提出を行う場合も、再審査庁の求めに応じて行うこととなっている。

このことからすると、実施機関が別件再審査請求に関して、国土交通省と何らかのやり取りを行うとしても、通常は、国土交通省からの別件再審査請求があった旨の正式な通知や、物件等の提出要求を待つこととなると考えられる。

これらの点を併せ考えると、上記の実施機関の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

次に、当審査会から実施機関に対して、本件対象文書の探索方法を確認したところ、本件対象期間のメール及び聞取票を含む行政文書を河川管理室及び砂防室の職員に照会して抽出したということであり、この内容に不十分な点は認められない。また、他に対象となり得るものの存在をうかがわせる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、別件再審査請求に関する行政文書を含め、本件対象文書以外に本件請求の対象となる行政文書を保有しているとは認められない。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 1 月 14 日	・ 諮問を受けた。
令和元年 10 月 4 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 2 年 3 月 24 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 2 年 4 月 13 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 3 年 1 月 15 日 (令和 2 年度第 9 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 2 月 19 日 (令和 2 年度第 10 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授